



統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

# 令和元年労働安全衛生調査(労働環境調査) 個 人 調 査 票

厚生労働省

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用 することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

都道府県 番 号	一連番号	個人番号	
1	2	3	

#### 〔記入上の注意〕

- 1 調査票の記入に当たっては、裏面の解説等を参照してください。
- 2 特にことわりのない限り、 令和元年9月30日現在における状況について記入してください。
- 3 設問は、該当する番号**1つに〇印**をつけてください。 複数回答可であるものは、回答欄が のように網かけになっております。
- 4 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 5 過去に他の事業所で勤務されたことのある方や複数の事業所に勤務されている方については、今回調査票の配布を受けた事業所に関する状況に ついてのみ回答してください
- 6 ご記入いただいた調査票は専用封筒に入れて密封した上で、<u>事業所のご担当者様から指示された提出期限</u>までにご提出をお願いします。
- 7 調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。詳しくは同封のオンライン調査システム利用ガイド等をご覧ください。

#### I 性、年齢、就業形態、経験年数、職種に関する事項について

あなたの性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種について**該当する番号1つ**に○をつけてください。

1 性

男	1
女	2
	4

2 年齢(満年齢)

T ET CIPS T ET?	
20歳未満	1
20~29歳	2
30~39歳	3
40~49歳	4
50~59歳	5
60~64歳	6
65歳以上	7
	5

3 就業形態

正社員(注1)	1
契約社員(注2)	2
パートタイム労働者(注3)	3
派遣労働者(注4)	4
	6

4 今の業務に就いてからの経験年数(注5)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5.年以上10年未満	4
10年以上	5
	7

職種(注6)

THE TECT	
管理的職業従事者	0 1
専門的・技術的職業従事者	0 2
事務従事者	0 3
販売従事者	0 4
サービス職業従事者	0 5
生産工程従事者	0 6
輸送・機械運転従事者	0 7
建設・採掘従事者	0 8
運搬・清掃・包装等従事者	0 9
上記に該当しない職種	1 0

(注1) 正社員

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される者も含めます。)をいいます。

## (注2) **契約社員**

フルタイム勤務で1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

## (注3) **パートタイム労働者**

般労働者(フルタイム勤務で基幹業務を行う労働者)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めず に又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。

## (注4) 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から派遣されている者 をいいます

#### (注5) 経験年数

勤続年数ではなく、業務の経験年数をいいます。

#### (注6) 職種

裏面に解説がありますので、記入に当たって参照してください。

## 1頁解説

## (注6) 職種

あなたが現在行っている業務について、下表を参考にして、一番近いと思われる番号に○をつけてください。

職種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員(いわゆる管理職)で、課長(課長相当職を含む)以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者(研究員、研究職)、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者(地質調査技術者等)、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者(医療放射線技師等)、その他保健医療従事者(栄養士等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(弁護士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士等)、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(学芸員、カウンセラー等)
事務従事者	一般事務従事者(庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等)、会計事務従事者(現金出納事務員等)、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者(小売店主・店長等)、販売類似職業従事者(不動産売買仲介人・売買人等)、営 業職業従事者(勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等)
サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、 浴場従事者、クリーニング業等)、飲食物調理従事者(料理人等)、接客・給仕職業従事者、居住 施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者(旅行・観光案内人等)、介護職員、訪問介護従 事者(ホームヘルパー)、看護助手、歯科助手
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似事業従事者(自動車塗装工、映写技師等)
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者(車掌、甲板 員等)、定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者(大工、左官等)、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者(郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等)、包装従事者(打直綿包装工、食品包装工、レッテル(ラベル)貼り工等)、その他の運搬・清掃、包装等従事者(機械掃除工、病院等の雑務等)
上記に該当しない職種	上記に分類できないもの。保安職業従事者(警備員等)、農林漁業従事者(林業従事者、漁業従事者等)等が含まれます。

## 2頁解説

## (注7) 各業務の詳細については、以下の通りです。

() 合業務の詳細については、以	1.00mm C 9 0 V
業務の種類	説明
鉛を取り扱う場所での業務	鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等の労働安全衛生法施行令 別表第4に掲げる業務をいいます。
粉じんが発生する場所での 作業	岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋づめ及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる 作業をいいます (じん肺法施行規則別表に掲げる作業)。
有機溶剤を取り扱う場所での 業務	アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質をいいます。
特定化学物質を製造又は取り 扱う場所での業務	ジクロルベンジジン、重クロム酸、ベンゼン、アンモニア等の労働安全衛生法施行令別表第3に 掲げる物質をいいます。
放射線にさらされる場所 での業務	エックス線等電離放射線の発生を伴う装置を使用又は検査の業務や、放射性物質を装備している 機器を取り扱う業務、坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます。
除染等業務	土壌等の除染等の業務、特定汚染土壌等取扱い業務又は廃棄物収集等業務をいいます。
特定線量下業務	汚染対処特措法に規定する除染特別地域等において、原発事故により放出された放射性物質により平均空間線量率が2.5μSv/hを超える場所で行う除染等業務以外の業務をいいます。
振動工具による身体に著しい 振動を与える業務	ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用 の皮はぎ機、タイタンパー等をいいます。
紫外線、赤外線にさらされる 業務	電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで 強い赤外線にさらされる業務等をいいます。
重量物を取り扱う業務	おおむね30kg以上のものを取り扱う(人力により担う)業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に 著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいいます。
酸素欠乏のおそれがある業務	井戸、マンホール、タンク等の労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において行う業務をいいます。

#### Ⅱ 健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項

問1 あなたは現在下記の業務に従事していますか。主として行っている業務については1つ、従として行っている業務については該当する業務の番号すべてに○をつけてください。

また、従事している業務について有害業務(※)であることを知っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

#### ※有害業務とは、法令で定める有害な業務あるいは作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を 与えるおそれのある業務をいいます。

	業務の種類(注7)	主として 従事	従として 従事	有害業務 の認識有
	鉛を取り扱う場所での業務	0 1	0 1	0 1
	粉じんが発生する場所での業務	0 2	0 2	0 2
	有機溶剤を取り扱う場所での業務	0 3	0 3	0 3
有害業	特定化学物質を製造又は取り扱う場所での業務	0 4	0 4	0 4
務	放射線にさらされる場所での業務	0 5	0 5	0 5
に従事	除染等業務、特定線量下業務	0 6	0 6	0 6
争して	強烈な騒音を発する場所での業務	0 7	0 7	0 7
いる	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	0.8	0.8	0 8
Δ	紫外線、赤外線にさらされる業務	0.9	0 9	0 9
	重量物を取り扱う業務	10	1 0	1 0
	酸素欠乏のおそれがある業務	11	1 1	1 1
上記業	<b>巻務には従事していない</b>	1 2	1 2	11
		9 「とも「12」(上記業系 選択した方は、質問 ご協力ありがと	はすべて終わりです	

## 有害業務に主として従事している(<u>問1「従事業務」で「主として従事」の「01」から「11」を選択した</u>)方がお答えください

問2 問1の「主として」従事する有害業務に就いたときに、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意及び事故時の応急措置等について教育又は説明を受けましたか。受けた場合には、役に立っているかどうかお答えください。

受けたことが ある	役立っている	1
	役立っていない	2
受けたことがない		3
		19

Ⅲ 有害業務に関する事項

## 有機溶剤を取り扱う場所での業務に従事している<u>(問1「従事業務」で「O3」を選択した)</u>方がお答えください

問3 有機溶剤の人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項及び中毒が発生した時の応急措置の方法などを知っていますか。

よく知っている	1				
大体知っている	2	$\longrightarrow$	事業所でこれる	までこのことに関 <sup>・</sup>	する教育を受けましたか。
あまり知らない	3		いいえ	1	
全く知らない	4	]	V 1V 12	14	
	13	_			

## 3頁解説

#### (注8) 化学物質に関するリスクアセスメント

化学物質により発生する負傷又は疾病の重篤度と発生の可能性の度合を見積もり、それに対する対策を検討するものをいいます。

#### (注9) **安全データシート(SDS)**

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS(化学物質等安全データシート)」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JISZ7253においても「SDS」とされています。

#### (注 10) GHSラベル

GHS分類(隔年ごとに改訂)に該当する化学品に表示することとされているラベルをいいます。

「GHS分類」とは、国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれております。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていません。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

#### <例>







急性毒性 (区分1~区分3)



呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 等



急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A)

## 化学物質を取り扱う業務に従事している(2頁問1「従事業務」で「O1」~「O4」を選択した)方がお答えください

- 問4 化学物質について以下の設問にお答えください。
  - (1) あなたは、化学物質に関するリスクアセスメント(注8)について、どのようなものか知っていますか。

知っている	1	
知らない	2	
	15	ı

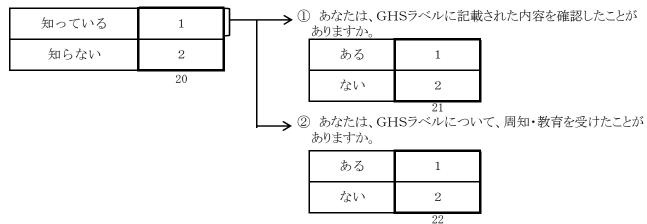
▶ あなたの所属する事業所では、化学物質に関するリスクアセスメントを実施していますか。 実施されている場合、その結果がどのように利用されているかお答えください。

実施している	リスクアセスメントの結果が事業所内への 掲示等により周知されている	1
	リスクアセスメントの結果に基づいて 安全衛生教育が行われている	2
	特に利用されていない	3
	どのように利用されているかわからない	4
実施していない		5
実施しているかどうか分からない		6
•		16

(2) あなたは、安全データシート(SDS)(注9)について、どのようなものか知っていますか。



(3) あなたは、GHSラベル(注10)の絵表示とその意味について、どのようなものか知っていますか。



19

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。

(封筒に入れ、しっかり封をして、事業所のご担当者様にお渡しください。)